

事業者のみなさまへ

従業員が病気になっても

安心して仕事を続けることができますか。

いま、「治療と仕事の両立支援」が求められています。
治療と仕事の両立支援に取り組むことは、
事業者の**安全（健康）配慮義務**です。

従業員の体調に応じて勤務による負荷を軽減するための就業上の措置、
治療に対する配慮を行うことで従業員の生活と安全（健康）を守ります。

働き続けてもらうために、
どんな支援体制が必要？

本人が希望すれば、
すぐに復帰させてもいい？

何か使える
社会保険制度はある？

本人とどのように話を
すればよいの？

主治医にどのようにして病
気のことを聞けばいいの？

本人の生活費は大丈夫？
どのような処遇をすればいい？

専門家（社会保険労務士、保健師）が相談に応じます。

全て無料です。

まずはご連絡、お申込み（裏面）ください。

働く人の「こころ」と「からだ」の健康を、無料でサポート！

（独）労働者健康安全機構 和歌山産業保健総合支援センター（厚生労働省委託）

〒640-8137 和歌山市吹上2丁目1-22 和歌山県日赤会館7階

☎073-421-8990 FAX073-421-8991

「和歌山産保」で検索

治療と仕事の両立支援申込書

FAX 073-421-8991

令和 年 月 日

事業場名			
所在地			
電話		FAX	
担当者	衛生管理者、衛生推進者、産業看護職 その他()		

支援第一希望時日時	月	日	時頃から
支援第二希望時日時	月	日	時頃から
支援第三希望時日時	月	日	時頃から

申込み受付後、こちらからご連絡し、日程調整等をさせていただきます。

希望する支援内容に○(複数可)を付けてください。

* 担当者が事業場を訪問し、両立支援に関する制度の導入等についてアドバイスします。

- | | |
|---------------|------------------|
| 1 全般 | 2 事業場内体制の整備 |
| 3 事業場内規程等の整備 | 4 事業場の勤務、休暇制度の整備 |
| 5 両立支援の進め方 | 6 両立支援に係る情報提供 |
| 7 その他(具体的に:) | |

* ガイドライン等の普及・啓発を目的とした事業者等を対象とするセミナーです。

- 1 管理管理者向けセミナー
- 2 社員向けセミナー

* 事業場と労働者(患者)間の、仕事と治療の両立についてアドバイスします。

- | | |
|------------------------|--------------|
| 1 労働者(患者)との治療に対する配慮の検討 | |
| 2 両立支援の進め方 | 3 両立支援プランの作成 |
| 4 職場復帰支援プランの作成 | 5 主治医等への相談 |
| 6 就業上の措置についての検討 | |
| 7 その他(具体的に:) | |

(独) 労働者健康安全機構 和歌山産業保健総合支援センター (厚生労働省委託)

〒640-8137 和歌山市吹上2丁目1-22 和歌山県日赤会館7階

☎073-421-8990 FAX073-421-8991